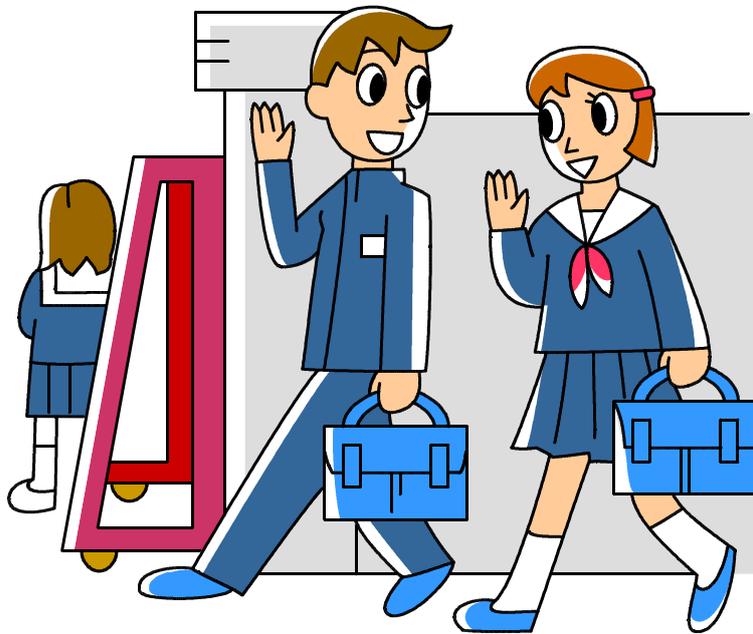


いじめ防止基本方針



益子町立田野中学校

益子町立田野中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。(起こった場所は学校の内外を問わない)

(2) いじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(3) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ②いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめの未然防止に向けた取組

道徳教育、特別活動等の充実を図り、豊かな情操や道徳心、好ましい人間関係を構築できる能力の素地を養う。また、人権教育の視点から、自他を尊重する態度を培い、生徒が主体的かつ積極的にいじめ防止に取り組む活動を推進する。

(1) 学業指導の充実……特に「学びに向かう集団づくり」に向けて

- ①生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ②道徳・特別活動を通して規範意識や望ましい集団の在り方等についての学習を深める。

(2) いじめに対する実態把握の充実

- ①生徒への生活アンケートの実施
- ②学級内の人間関係をとらえる調査(Q-U)
- ③教育相談週間での実態把握(年3回)
- ④日記指導を通じた実態把握
- ⑤教職員間、校種間での適切な引き継ぎ(配慮を要する生徒への共通理解)

(3) 生徒指導主事を核とした協力体制の確立

- ①「報告・連絡・相談」の徹底(特に養護教諭・SCとの連携)
- ②週1回の「生徒指導部会」を常設し、生徒の情報交換を行う。

- ③学習相談や教育相談を随時行い、個の理解に努める。
- ④生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
- ⑤学級で問題を抱え込まず、何でも話し合える雰囲気づくり：職員会議での情報交換
- ⑥S Cの積極的な活用（学校生活での悩みの解消を図る）

(4) 教職員研修の充実

- ①いじめ問題にかかわる事例研究会の実施
- ②いじめを題材とした道徳及び学級活動の授業研究の実施

(5) 生徒主体による「いじめ0宣言」活動の推進

生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を実践する。

- ①生徒会が中心となり、「いじめ0宣言」を行う。
- ②「いじめ防止に関する標語」の募集等の取組を進める。

(6) 生徒の「自己有用感」「自尊感情」を高める工夫

- ①生徒が自主的に活動し、達成感を味わえる学校行事の工夫
- ②生徒のよい面、頑張った面の積極的な評価
- ③生徒の活動の外部への発信
・学校・学年だより、ブログ等への掲載

(7) 地域や関係機関との連携

- ①学校での取組の定期的な情報提供報（学校だより、田野中学校ブログの活用）
- ②学校評議員会での情報交換
- ③家庭や地域社会との積極的な交流（学校・学年行事での協力等）

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの早期発見、早期対応の実現のため、「いじめ対策委員会」を校内に設置する。

(1) 構成委員

①通常の場合

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、該当生徒の担任

②重大事案発生時

必要に応じてPTA会長、学校評議員、田野駐在所職員を加え、利害関係のない「第三者」の参加による調査や協議の公平性・中立性を確保する。

(2) 協議内容

- ①いじめに関する生徒の悩みや問題行動等についての情報の共有と対応策の協議
- ②重大な事態にかかわる事実調査や対応策の協議

4 いじめ問題の早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

(1) 学校の基本方針

- ①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
 - ・いじめられている生徒の心情を十分理解し、全面的に味方になり支援していくことを明確に伝え、安心感をもたせる。(本人の訴えを真剣に、共感的に温かく受け止める。)
- ②学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③校長は、いじめについての正確な事実を確認し、教育委員会にその事実を報告するとともに、今後の対応策についての相談をする。(必要な場合は支援をお願いする。)
- ④校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ⑤いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
 - ・必要に応じて、懲戒、別室での学習、出席停止等の措置をとる場合もある。
- ⑥法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑦いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑧必要に応じて、芳賀教育事務所内に設置している「いじめ・不登校等対策チーム」の支援を要請する。

(2) 取組の基本的な流れ

- ①被害生徒からの相談ないしいじめ現場を発見した場合、生徒指導主事及び担当する学年主任に連絡をする。
- ②生徒指導主事が連携の中心となり、担任等の関係職員に連絡するとともに、管理職に報告し、被害生徒への対応を始める。
- ③報告を受けた校長は、いじめの事実について教育委員会に報告をする。(第一報)
- ④相談を受けた教員を中心に、被害生徒に許可をとりながらいじめの実態を掌握する。
 - ・聞き取り調査の場合、必ず複数の教員で対処する。
- ⑤担任から被害生徒の家庭への連絡を行う。
- ⑥被害生徒に許可を得ながら、加害生徒への指導を速やかに開始する。
- ⑦スクールカウンセラー等にも助言を得るとともに、必要に応じて被害生徒、加害生徒及び保護者に対してカウンセリングを行う。
- ⑧必要に応じて、「いじめ・不登校等対策チーム」による被害生徒・加害生徒への対応を要請する。

(3) いじめの早期発見のために

いじめを早期に発見するために、日常的に生徒の動向を注意深く観察し、情報の収集に努める。

- ①日常の観察から
 - ・交友関係の変化
 - ・体調の変化や表情の変化
 - ・服装の乱れや言葉遣いの変化
 - ・欠席状況、遅刻・早退の状況
 - ・持ち物の紛失や持ち物の変化

- ・ 金銭の使い方の変化
- ・ 保健室への訪問回数 等

- ②本人・保護者等からの訴えから
- ③本人以外の生徒からの訴えから
- ④教師による直接の発見から
- ⑤生活に関するアンケートから

[参考資料]……観察眼を養うことの重要性

いじめに対処するためには、早期発見・早期対応が最大のポイントであり、教師や周囲の大人は、子どもの毎日の生活の様子を観察し、子どもが出す小さなサインを見逃さないようにすることが大切である。そのためには、「子どもの表層的側面のみしか捉えない『見る』から、子どもの内心を理解し、子どもの心に寄り添い支える『見る』ことへの転換を図る必要がある。

そのためにも、「いじめの理解と対応」(平成24年12月栃木県教育委員会)に記されている「いじめられている子のサイン」や「いじめている子のサイン」を全職員で確認し合い、多くの教師の目で、多くの場面で、子どもの様子を観察し、子どもが発する「小さなサイン」を見逃さないようにしていくことが大切である。

☆いじめられている子のサイン(「いじめの理解と対応」から)

サイン	サイン
<p>◆登校時・朝の会</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 教師と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> あいさつをしなくなる。 <input type="checkbox"/> 一生に登校する友人が違ってくる。 	<p>◆登校時・朝の会</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気)を訴える。 <input type="checkbox"/> 欠席や遅刻等の理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任教師が教室に入室後、後れて入室する。
<p>◆授業中</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保健室、トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 授業道具等の忘れものが目立つ。 <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子等が散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と違う場所に座っている。 <input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 	<p>◆授業中</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教科書、ノート等に落書きや汚れがある。 <input type="checkbox"/> 授業中ぼんやりして作業が継続しない。 <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立する。話しかけられない。 <input type="checkbox"/> 他の子どもから発言を強要される。 <input type="checkbox"/> 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
<p>◆昼食時・休み時間・清掃時</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 会食時、机を寄せて席を作ろうとしない。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる。(多く盛るなど) <input type="checkbox"/> 片付けを一人でしている。 <input type="checkbox"/> 休み時間に自分の席から離れようとする。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたり濡れていたりする。 	<p>◆昼食時・休み時間・清掃時</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一人離れて清掃をしている。 <input type="checkbox"/> 遊びと称して友達とふざけあっているが、表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室や保健室に来たりする。
<p>◆帰りの会・放課後・下校時</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 帰りの会に遅れてくる。 <input type="checkbox"/> 靴やかばん、傘などの持ち物が紛失する。 <input type="checkbox"/> 部活動に後れてきたり欠席したりする。 	<p>◆帰りの会・放課後・下校時</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、学校にいたがる。 <input type="checkbox"/> 部活動で一人で準備、後付けしている。 <input type="checkbox"/> 下校の通学路、友達に荷物を持たされている。

(4) いじめ問題を把握したときの対応

①いじめのサインに気付いた場合

大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。

- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、担任が精神的な支えになる。
- ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・共遊の時間を大切にするとともに、居がい感のある学級づくりに努める。

②本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合

被害生徒の立場に立って共感的に話を聞き、解決に向け組織で対応する。

- ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞いてやるなど、安心感を与える。
- ・本人の苦痛を親身になって聞いてやるなど、理解を十分に示す。
- ・いじめが解決するまで、学校が被害生徒を守ることを伝える。
- ・事実関係の究明を行う際に、情報源が被害者であることが知られないよう配慮する。
- ・学校に何をしてほしいのかを確かめながら共に考える。
- ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の外に生徒指導主事等も同席するなど、複数の教職員で対応する。

③いじめの現場を教師が直接発見した場合

その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。

- ・いじめを制止し、関係生徒全員をその場に残す。
- ・他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・関係生徒に対し、個々に聞き取りを行い、いじめの原因や現在に至るまでの事の経緯等を明らかにする。

(5) 加害生徒・保護者への対応

- ①加害生徒に対しては、反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したい、二度といじめをしないという気持ちを抱くまで、継続して個別のかかわりを持つ。
- ②保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の指導について、協力を求める。
- ③場合によっては、教師の立ち会いの下で被害生徒に対する謝罪を行う。

(6) 被害生徒・保護者への対応

- ①被害生徒の自宅を訪問し、いじめの概要について説明した上で謝罪する。
- ②二度といじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
- ③被害生徒の心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう、教職員が一丸となって守ることを約束する。

(7) 教職員への概要説明と事後の指導

- ①校長は、職員打ち合わせ等で職員に事故の概要について説明するとともに、生徒指導の徹底を図るよう指示する。
- ②校長は、必要に応じて朝会などを利用し、生徒に対していじめを許さないというメッセージを伝える。
- ③校長は、必要に応じて保護者あて通知を作成し、保護者の啓発を図る。

- ④いじめ問題を当事者だけの問題とせず、学級や学年全体のものとして取り上げ、学年集会等においていじめがあったことを明らかにするとともに、根絶に向け具体的な指導を行う。
- ⑤「いじめ不登校等対策委員会」が中心となり、いじめの再発防止に向けた対応策を検討する。
- ⑥必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。

(県関係相談機関の電話番号)	
栃木県総合教育センター障害児教育・相談部	TEL 028-665-7211 なごむよ
いじめ相談「さわやかテレホン」	TEL 028-665-7564 よいこに
栃木県教育研究所「希望のダイヤル」	TEL 028-621-4152 こころはればれ
いじめ相談「さわやかテレホン」	TEL 028-627-5588
家庭支援相談等事業「テレホン児童相談」	TEL 028-665-7788

5 いじめによる自殺・自殺未遂への対応

(1) 対応の基本的な流れ

- ①事故発生の連絡を受けたら、担任等は速やかに状況を把握し、校長（教頭）に連絡すると同時に、校長は担任等に適切な指示を与える。
- ・第1当事者、第2当事者の確認
第1当事者：生徒氏名、学年・組、性別、年齢、生年月日、続柄、住所、電話番号、保護者名
第2当事者：(第1当事者と同様)
 - ※ 事故発生の原因究明の中で事実確認を行う。
 - ・事故の事実確認
- ②校長（教頭）、担任等は自宅又は医療機関に急行し、生徒・保護者を見舞うとともに、事故の状況（発生の原因、事故発生の状況、事故現場の状況、未遂の場合は生徒の容体等）について、事実関係を確認すると同時に、教育委員会に速報を入れる。（第一報）。
- ③校長（教頭）は、警察署・医療機関等関係機関からも事故の状況について情報を得るなどして、事実関係を明らかにする。同時に、教育委員会には、状況が分かり次第、第2報、第3報を入れる。
- ④教頭は、現場検証・確認後、事故現場の見取り図・状況図を作成する。
- ⑤全職員体制のもとに、事故といじめとの因果関係について、アンケートや聞き取りなど、適切な方法により究明し、事実を明らかにする。
- ⑥校長（教頭）は、事故報告書を「事故報告要領」に従い4部作成し、3部を教育委員会へ提出する。

(2) 当該生徒・保護者への対応

- ①未遂の場合、当該生徒は精神的なショックを受けているので、特に、次のことについて十分配慮し対応する。
 - ・まず、心のケアを第一とし、担任・養護教諭が中心となり、全職員体制の中で当該生徒及び他の生徒の心のケアに当たる。
 - ・必要に応じて、専門機関の協力を得るなどして、適切な心のケアに当たる。
 - ・事故の内容が歪曲され、他に流れるのを防止する。
 - ・このことを契機として、新たないじめが発生するのを防止する。
- ②保護者に対しては、誠意を持って接するとともに、事故といじめとの因果関係を明らかにすることを約束する。
- ③いじめとの因果関係が明らかになった場合には、第2当事者及び保護者も同行させ、誠意を持って当該生徒及びその保護者に謝罪する。

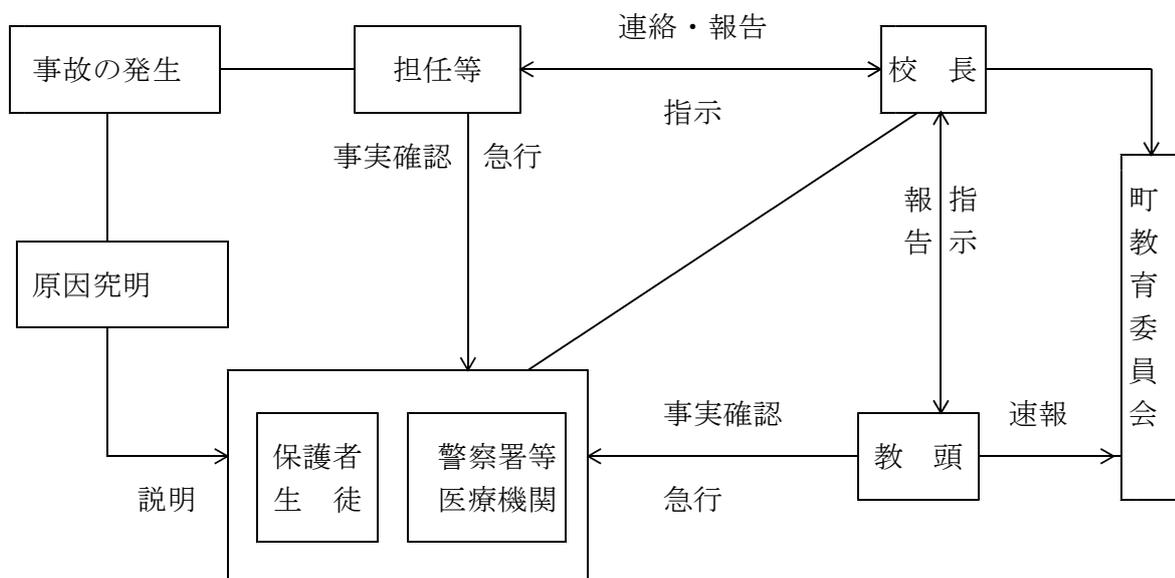
(3) 第2当事者及び保護者の指導

- ①指導に当たっては、校長・教頭・生徒指導主事・担任等とする。
- ②保護者に事故の状況・事故といじめの因果関係を説明し、理解を促すとともに、今後の生徒への指導について協力を求める。
- ③生徒に対しては、今後絶対このような行為をしないよう指導する。
- ④必要に応じて、関係機関の協力を得る。

(4) 教職員への概要説明と事後の指導

- ①校長は、臨時の職員会議を開いて事故の概要について説明し、共通理解を図るとともに、今後の対応について指示する。
- ②校長は、生徒に事故の概要について説明するとともに、命の尊さ・人権の尊重等について訴える。
- ③校長は、緊急保護者会を開き、事故の概要について説明し、保護者の理解を求めると同時に再発防止に向けた協力を呼びかける。
- ④必要に応じて関係機関との連携を図る。

(7) 事故処理の流れ（基本）



6 マスコミへの対応

- (1) 正確に情報を収集し、校内での意見を統一した上で対応する。
- (2) 教育委員会等関係機関へ第1報を入れ、その後マスコミに対応する。その際、窓口の一本化（窓口：教頭）を図る。
- (3) マスコミへの情報提供に際しては、以下のことに留意する。
 - ①どの程度情報を提供するか、提供できることとできないことを明確にしておく。
 - ②言えることは隠さず、正確に伝える。（想像的な発言や個人的な見解は避ける）
 - ③不用意な発言をしない。聞かれないことまで答えない。（誘導尋問に注意する）
 - ④取材概要を教育委員会へ報告する。また新聞記事等も保存しておく。

7 いじめ防止の取組に関する点検・評価

学校はいじめ防止に関する取組の状況に対して点検・評価し、さらなる実効性のある対策づくりに努める。

- (1) 「いじめの理解と対応」の「学校用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、学校としての対応を評価する。
- (2) 「いじめの理解と対応」の「教職員用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、教職員一人一人のいじめに関する対応を評価する。